

平成17年9月1日

1. 出席議員

1 番 徳 村 博 紀
2 番 伊 東 茂
3 番 福 井 正
4 番 水 頭 喜 弘
5 番 橋 爪 敏
6 番 山 口 瑞 枝
7 番 中 村 雄一郎
8 番 橋 川 宏 彰
9 番 森 田 峰 敏
11 番 寺 山 富 子
12 番 岩 吉 泰 彦

13 番 井 手 常 道
14 番 青 木 幸 平
15 番 中 村 清
16 番 谷 口 良 隆
17 番 中 島 邦 保
18 番 吉 田 正 明
19 番 谷 川 清 太
20 番 松 尾 征 子
21 番 中 西 裕 司
22 番 小 池 幸 照

2. 欠席議員

10 番 北 原 慎 也

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 田 中 義 明
局 長 補 佐 坂 本 芳 正
管 理 係 長 迎 英 昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総務部	長	唐	島		稔
市民部	長	坂	本	博	昭
産業部	長	山	本	克	樹
建設環境部	長	江	頭	毅	一郎
企画課	長	北	村	建	治
総務課	長	北	村	和	博
財政課	長	藤	田	洋	一郎
市民課長兼 選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税務課	長	北御門		敏	則
福祉事務所	長	迎		和	泉
保険健康課	長	井	手	讓	二
農林水産課	長	平	石	和	弘
商工観光課	長	福	岡	俊	剛
都市建設課	長	中	川		宏
環境下水道課	長	藤	家	敏	昭
まちなみ活性課	長	松	浦		勉
水道課	長	井	手	清	治
会計課	長	森		久	幸
教育委員	長	藤	家	恒	善
教	育	小	野	利	幸
教育次長兼庶務課長		中	橋	孝	司郎
生涯学習課長兼中央公民館長		中	村	博	之
農業委員会事務局長		一ノ瀬		健	二
監査委員		江	口		徹

平成17年 9 月 1 日（木）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
-

午前10時

○議長（小池幸照君）

おはようございます。開会に先立ちまして、申し上げます。

議会としては、先例等申し合わせ事項で議会における服装についての規定がありますが、今定例会においても、本日より会議場での上着の着用については個人の裁量に任せたいと思います。

午前10時 1 分 開会

○議長（小池幸照君）

それでは、ただいまから平成17年鹿島市議会 9 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（小池幸照君）

まず、日程第 1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に17番中島邦保君、18番吉田正明君、19番谷川清太君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

○議長（小池幸照君）

次に、日程第 2．会期の決定を議題といたします。

今期定例会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり本日から 9 月22日までの22日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は22日間と決定いたしました。

この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。田中事務局長。

○議会事務局長（田中義明君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の9月定例会に市長から報告1件、議案21件の提出がありました。報告事項及び議案番号、議案名は、お手元に配付いたしております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成16年度に係る平成17年度4月分、5月分及び平成17年度4月分、5月分、6月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る6月定例会において採択になりました意見書第5号 米国産牛肉の拙速な輸入再開に反対し、BSEの万全な対策を求める意見書、意見書第6号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める意見書、意見書第7号 地方議会制度の充実強化に関する意見書、意見書第8号 地方六団体改革案の早期実現に関する意見書及び意見書第9号 道路特定財源の確保に関する意見書は、6月24日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案の一括上程であります。

報告第3号及び議案第39号から議案第59号までの議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

皆さんおはようございます。本日、ここに平成17年9月市議会定例会を招集し、諸案件につきまして御審議をお願いするものでございますが、議案の提案に先立ちまして、鹿島市の将来の存亡をかけた協議をしてまいりましたJR長崎本線存続問題に関して御報告いたします。

平成3年に表面化し、そして平成8年にJR九州が長崎本線を並行在来線として経営分離することを正式に表明されてから今日まで、幾多の困難に立ち向かい、我々の考えを、主張を佐賀県や佐賀県民には言うに及ばず、全国に向けて発信してまいりました。

5月30日に——これはことしでございます。川上副知事と1市2町の首長が出席して事前協議を行い、6項目の確認事項をまとめ、8月に想定される国の来年度予算の概算要求の前までに結論を出すことで合意し、協議を再開しました。

鹿島の先達が血のにじむ思いで実現された唯一の高速交通手段である長崎本線を我々の代で断ち切るわけにはいかないという思いと、新幹線長崎ルートの建設が西九州一帯の発展を図るために必要と言われるけれど、経営分離されればこの地は衰退する。そうなれば、本当に西九州一帯の発展につながるのか。また、新幹線のルートと経営分離区間とは離れているのに並行在来線と位置づけられ、なぜ我々が犠牲にならなければならないのか。果たして新

幹線長崎ルート建設が本当に必要なのか、我々が涙をのんででも同意しなければならない計画なのか。これらのことを念頭に置き、6月6日から8月12日まで9回にわたり県と期成会は精力的に協議を行ってまいりました。

再開後の協議については、すべて公開することとしておりましたので、常に50人から100人もの人が傍聴にお見えいただき、協議の行方を熱心に見守っていただきました。期成会にとりましては、傍聴者の方々の熱い思いを受けて、県に対して期成会の考えや疑問をしっかりと的確に主張し、なぜ我々がJR長崎本線存続を望むのか声を大にして申し上げ、マスコミを通して県民にも訴えてまいりました。

県との協議においては、新幹線長崎ルート建設そのものについての大きな疑問を解明すべく、費用対効果や時間短縮効果について協議の大半を費やしました。

しかし、県と協議を重ねながら、県の説明を何度聞いてもどうしても理解できないことがあるとはっきりわかりました。それは、新幹線長崎ルート建設に2,700億円の巨費を投じて、時間短縮効果も少なく、また利用者の増加もそう多くは望めません。また、新幹線建設に伴う費用対効果が、国が言うような「1」を上回るとは思われなし、佐賀県にとって本当に効果があるのかどうか理解できませんでした。佐賀県にとっての効果がどうなのか、県から納得できる確たる説明もありませんでした。

また、費用対効果の計算期間50年に対して、計算の基礎となる数値は30年の推計であり、正確に計算することができないこと、また、今までの公共事業の例から見ても、10年以上もかかる大型公共事業においては建設費が増加する可能性が大きいこと、さらに時間短縮についても、停車駅数及び停車時間等を同じ条件にして比較すると、国が言うような23分ではなく11分となり、巨額の費用をかけた割には時間短縮効果もそう望めないことが協議をしていく上で明らかになりました。

このように、我々を県が納得させ得る条件が、あるいは我々が犠牲になってでも建設に同意すべき条件が全く見当たりませんでした。これでは、我々が涙をのんで並行在来線経営分離に同意することは、どのように考えてもできないと思った次第です。

一方、「この際だから地域振興策を県から十分引き出して、県南部の発展浮揚を図ればどうか」という御意見がございます。確かに、この地域の振興を図っていただきたい。県は、鹿島市の現状を十分認識されておりますので、道路網の整備をして産業の振興を図り、県内の均衡ある発展を図ってもらうことは県政としては当然のことであります。

この際だからといって、並行在来線経営分離同意の問題と引きかえに振興策を図るというものではありません。しかしながら、県から提示された地域振興策は、昨年既に県の重点施策として示されたものばかりで、それを新幹線開通までに完成するように前倒しするとか、準高速の高規格道路建設を佐賀県方式ですと言われておりますが、担保するものは何もございません。将来的に確約された事業ではありませんので、十分努力をいたしました。残

念ながら実現しませんでしたとなりかねない危険な要素を十分にはらんでおります。

また、この地域の振興策が十分ではなく、おくらしていると県は認めておられますので、新幹線と絡めなくても、すぐにでもやっていただかなくてはいけないものと考えております。

それに引きかえ、もし我々が経営分離に同意をすれば、福岡、長崎へ1時間以内で確実に行ける唯一の高速交通手段を失って、高速交通体系から外れ陸の孤島となるおそれがあり、市民の皆さんがこの上なく不便になるのは目に見えております。

県からは、「肥前山口から鹿島までを上下分離方式で運行し、線路などの施設は県が責任を持って管理し、列車の運行はＪＲで行い、特急列車の運行本数は減りますが、普通列車はふやして住民の皆さんの利便性は損なわないようにします。また、鹿島以南については、これも線路等は県が管理し、第三セクターで運行し、乗客の皆さんが乗りおりに便利のように駅をつくり、利用しやすいような運行を考えています」という説明がありました。

県は、線路などの施設の管理を責任を持って行うと言われますが、安全な運行をするための管理費は、素人が考えても莫大な経費がかかると思われます。第三セクターで赤字が出た場合には県が責任を持って当たり、沿線自治体などには負担はお願いしませんと言われております。またさらに、列車の購入費用についても全部県が負担されると説明がなされております。

しかし、他の第三セクター鉄道と同じようになりかねない危険性を十分はらんだ事業を、これほどまでの費用をかけて運行されるということ、果たして県民がすんなりと受け入れてくれるのでしょうか。また、収支が悪くなれば、他の第三セクター鉄道のように運行本数が減っていくでしょうし、運賃も必然的に上がる可能性もあり、ひいては廃線の憂き目に遭いかねない、そんな大きな不安を払拭することができません。

県との協議が終了後、市内を西部、東部に分けて、8月18日と20日の2回にわたり県と合同でエイブルホールにおいて住民説明会を開催しました。

県は、この地域の振興策や経営分離後の鉄道の運行について説明をされ、期成会側は、新幹線長崎ルートは佐賀県にとって何のメリットもないので、ＪＲ長崎本線をＪＲ九州の運行で現状のまま存続することを市民の皆様に訴えました。

参加された市民の皆様の意見はすべて、存続は当然のことで経営分離などとは言語道断という経営分離反対の意見ばかりでした。怒りを込めた言葉、あるいは、穏やかではあるが理路整然と長崎本線の必要性を市民が自分の言葉で正直な気持ちを県に主張し、これまでの我々の運動を強く後押ししていただき、我々の主張は間違っていなかったと再確認をいたしました。

8月23日に開催されました、鹿島市内の21の団体で構成される「鹿島市ＪＲ長崎本線存続運動市民会議世話人会議」の折にも、市民会議の出席者から「長崎本線存続は絶対必要であり、長崎本線を存続した上で県から示された地域振興策を行っていただきたい」との声がほ

とんどで、ここでも我々の姿勢を力強く後押ししていただきました。

その中で、この地域と新幹線長崎ルートが通る地域の経済活動について触れられました。

「有明海沿岸地域の経済圏（鹿島、佐賀、大牟田へ延びる地域の経済圏）と大村市一帯の経済圏は別々の経済圏で、交流はしているが、決して統一化されない経済圏である。新幹線長崎ルートによる西九州一帯の発展と言われるが、両経済圏は歴史的に経済活動において相対的にのおおの独自性があり、相入れないところがあるので、そうなれば均衡ある発展が閉ざされることになりかねない。長崎本線が存続した上で、有明海沿岸道路や国道 498号の整備などの地域振興があつて初めて鹿島の発展がある」という御意見がありました。

また、議員全員協議会でも、長崎本線経営分離には反対する。今後、県から協議の要請があれば、長崎本線存続が前提の上で振興策についての協議はしていくと議会の統一見解を示していただき、この上なく力強い御支援をいただきました。

このように、住民の皆様や鹿島市議会の強力な御支援・御協力をいただきまして、我々がずっと主張し続けてきました長崎本線経営分離には同意しないこと、すなわち J R 九州の経営による現状のまま存続していただくことを鹿島市の決定として、8月29日に開催しました長崎本線存続について決定するための「期成会首長議長会議」に臨み、鹿島市の方針として述べました。

江北町や太良町におかれましても、住民の大きな声を背に受けて、鹿島市と同じように決定をしていただいた旨の御意見を申し上げられました。期成会の全自治体が、長崎本線経営分離に同意しないという統一した考えでまとまりましたので、この見解を全市町の首長の連名で佐賀県知事に対しまして御報告をいたしました。

長い長い存続運動の大きな一区切りができましたが、これで終了というわけにはいかないでしょうし、これからも苦難の道が続くことが予想されます。しかし、決してくじけることなく、鹿島市の未来を見据え、市民、県民の皆様方の力強い御支援・御声援を受けて、今後も我々の考えを信じて頑張ってまいります。

これからも市民の皆様、議会の皆様のなご一層の御支援・御協力を切にお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました案件につきまして、その概要を御説明いたします。

議案は、報告1件、専決処分2件、決算認定1件、条例改正12件、補正予算1件、新たに生じた土地の確認1件、字の区域の変更1件、地方公共団体の数の減少3件でございます。

初めに、報告第3号 平成16年度鹿島市土地開発公社決算について申し上げます。

鹿島市土地開発公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告いたしますのでございます。

決算の概要といたしましては、平成16年度も公有地の取得及び売却の事業は実施しておりませんので、損益につきましては事業外収益が51,566円で、これから一般管理費の経費

144,982円を差し引いた93,416円が経常損失となっています。この経常損失は準備金を減額して整理いたしております。

次に、議案第39号 専決処分事項（平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第2号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第2号）は、去る8月8日に衆議院が解散し、同30日公示、来る9月11日に実施される衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の関連予算であり、緊急を要するため8月11日付で専決処分を行い、予算の総額に16,002千円を追加し、補正後の総額を11,045,729千円といたしましたものでございます。

次に、議案第40号 専決処分事項（平成17年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第1号）は、予算の総額に43,800千円を追加し、補正後の総額を1,330,059千円といたしましたものでございます。

内容といたしましては、公共下水道事業債の借りかえのため歳入の市債を43,800千円増額するとともに、歳出についても公債費を43,800千円増額したものでございます。

次に、議案第41号 平成16年度鹿島市水道事業会計決算認定について申し上げます。

水道事業会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査意見書を付して提出するものでございます。

平成16年度の業務の概要につきましては、給水戸数 9,111戸、給水人口 2万 8,442人に対して、年間配水量 303万 3,314立方メートルを供給してまいりました。一方、水利用の効率を示す有収率につきましては84.6%で、前年度より 1.4ポイント上昇しておりますが、今後とも有収率の向上について努力を続けてまいり所存でございます。

次に、財務の概要につきましては、事業収益 549,669千円に対し、事業費 490,623千円となり、59,046千円の経常利益になりました。

なお、平成16年度の主な投資事業といたしましては、老朽配水管の布設替え及び配水管新設事業として84,526千円、水源開発負担金などの第6次拡張事業費として 446,220千円、企業債償還元金 156,194千円などでございます。

以上、平成16年度水道事業決算について申し上げましたが、水道事業の公益性、重要性を十分に認識し、今後とも安全でおいしい水の安定供給のため計画的な水道施設の整備を図るとともに、企業経営の健全化を目標に努力したいと考えております。

次に、議案第42号 鹿島市個人情報の保護に関する条例の全部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行等に伴い、条例を整備するものでございます。

次に、議案第43号 鹿島市情報公開条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、情報公開・個人情報保護審査会設置法の制定に伴い、条例を整備するものでございます。

次に、議案第44号 市長及び助役の諸給与条例の一部を改正する条例及び議案第45号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、一括して申し上げます。

市長及び助役の給料並びに議長、副議長及び議員の報酬については、平成16年12月2日に鹿島市特別職報酬等審議会に対し諮問したところでございます。その後、同審議会におきまして慎重な審議がなされ、平成17年1月27日に答申をいただきましたが、その答申内容に従いまして、それぞれの給料月額及び報酬の改定を今定例会において再度お願いするものでございます。

次に、議案第46号 鹿島市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部改正に伴い、条例を整備するものでございます。

改正の主な内容としましては、市民税の非課税対象者から前年の合計所得金額が1,250千円以下の年齢65歳以上の者を除外するものでございます。

次に、議案第47号 鹿島市肥前浜宿継場設置条例の一部を改正する条例、議案第48号 鹿島市高齢者福祉施設一本柿荘設置条例の全部を改正する条例、議案第49号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例、議案第50号 鹿島市干潟物産館条例の一部を改正する条例、議案第51号 鹿島市干潟展望館条例の一部を改正する条例、議案第52号 鹿島市勤労者福祉センター設置条例の一部を改正する条例について、一括して申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の一部改正に伴い、指定管理者制度を導入する公の施設について条例を整備するものでございます。

改正の主な内容としましては、公の施設の管理に関して指定管理者による当該施設の管理の代行、管理の基準、業務の範囲などを規定するものでございます。

次に、議案第53号 鹿島市都市公園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

今回の改正は、蟻尾山公園にグラウンド・ゴルフ場を新設することに伴い、条例を整備するものでございます。また、都市公園の施設の管理に関しましても、指定管理者制度の導入について条例を整備するものでございます。

次に、議案第54号 平成17年度鹿島市一般会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、緊急を要するものを初め、県営事業負担金などの事業確定に伴う経費の増減及び財源組み替え等について計上いたしており、予算の総額に368,130千円を追加し、補正後の総額を11,413,859千円といたすものでございます。

歳入につきましては、事業の決定、追加などに伴う国県支出金、負担金、諸収入などを増額計上するとともに、平成17年度普通交付税の確定に伴い221,662千円、平成16年度決算剰余金として繰越金168,220千円を追加計上いたしております。

歳出のうち主な事業として、投資的経費では、補助事業として家庭用浄化槽設置整備事業に 2,055千円を追加し、単独事業では、国の「道整備交付金事業」採択に伴う市道整備事業に20,500千円、シルバー人材センター事業所の屋根改修工事に 4,200千円などを計上しており、県営事業負担金として広域営農団地農道整備事業、道路改築事業、都市計画街路事業、河川改修事業に総額 131,536千円を追加計上いたしております。

また、その他の事業の主なものとして生活保護費、保育所運営費、児童扶養手当などの扶助費94,514千円を増額するほか、野菜価格安定対策事業に 691千円、誘致企業助成奨励金として11,830千円などを追加計上いたしております。

なお、今回、平成17年度普通交付税と平成16年度決算剰余金の確定に伴う財源調整として、当初予算で財源不足のため財政調整基金からの繰り入れを予定していた4億円のうち2億円の繰り入れを中止し、また、地方財政法第7条の規定により、決算剰余金のうち1億円を財政調整基金への積立金として計上いたしております。

次に、議案第55号 公有水面埋立によって新たに生じた土地の確認について申し上げます。

市町村の区域内に新たに土地が生じたことについて確認しようとするときは、地方自治法第9条の5第1項の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第56号 公有水面埋立に伴う字の区域の変更について申し上げます。

公有水面埋立に伴う字の区域を変更しようとするときは、地方自治法第260条の規定により議会の議決を必要とするため、この案を提出するものでございます。

次に、議案第57号 佐賀県市町村交通災害共済組合を組織する地方公共団体の数の減少、議案第58号 佐賀県自治会館組合を組織する地方公共団体の数の減少、議案第59号 佐賀県市町村消防団員公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数の減少について、一括して申し上げます。

これは、市町村合併に伴い各組合を組織する地方公共団体の数の減少を行う必要性が生じたものでございます。

以上、提案いたしました議案の概要につきまして御説明いたしましたが、詳細につきましては担当部長または課長が説明いたしますので、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小池幸照君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、9月2日から9月4日までの3日間は休会とし、次の会議は9月5日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時31分 散会